

令和4年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年6月9日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 令和3年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (町長提出)
- 日程第 2 報告第 2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について (町長提出)
- 日程第 3 議案第 1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 4 議案第 2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 5 議案第 3号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算(第1号)の議決について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 4号 権利の放棄の議決について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 5号 馬頭中学校校舎改修工事(B棟)第I期請負契約の締結について (町長提出)
- 日程第 8 発議第 1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について (議員提出)
- 日程第 9 請願第 1号 国に対し水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すよう意見書の提出を求める請願について (総務産業常任委員長報告)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発委第1号 国による水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すことを求める意見書の提出について (総務産業常任委員長提出)

出席議員(13名)

1番 神場圭司

2番 矢後紀夫

3番 高野泉

4番 福田浩二

5番	大金 清	6番	川俣 義雅
7番	小川 正典	8番	鈴木 繁
9番	益子 明美	10番	大金 市美
11番	川上 要一	12番	小川 洋一
13番	益子 純恵		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫	副町長	内田 浩二
教育 長	吉成 伸也	会計管理者 兼会計課長	岩村 房行
総務課長	笠井 真一	企画財政課長	小松 重隆
税務課長	星 善浩	住民課長	加藤 啓子
生活環境課長	薄井 亮	健康福祉課長	薄井 和夫
子育て支援 課長	板橋 文子	建設課長	佐藤 裕之
産業振興課長	深澤 昌美	上下水道課長	益子 泰浩
農業委員会 事務局 長	田角 章	学校教育課長	藤浪 京子
生涯学習課長	高瀬 敏之		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	星 学	書記	金子 洋子
書記	佐藤 武		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（益子純恵） 日程第1、報告第1号 令和3年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆さん、おはようございます。

2日間にわたりまして一般質問ありがとうございました。本日もよろしくお願いたします。

ただいま上程されました報告第1号 令和3年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和3年度繰越明許費につきましては、令和4年第1回臨時会及び令和4年第2回定例会において繰越明許費として議決いただいたもので、国の補正予算措置による事業の前倒しやコロナ禍の影響などにより完了できなかった事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） 補足説明申し上げます。

令和3年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

その内容であります。2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード推進事業は、マイナンバーカード保有者の転出、転入手続のワンストップ化に係る経費として330万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が330万円となりました。

3款民生費、1項社会福祉費、非課税世帯等臨時特別給付金事業は、住民税均等割が非課税の世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯への給付金として5,620万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が5,620万円となりました。

2項児童福祉費子育て世帯臨時特例給付金事業は、子育て世帯の生活を支援するための給付金として90万1,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金90万1,000円となりました。

5款農林水産業費、1項農業費のうち、米消費拡大及びブランド米推進事業は、那珂川町産のブランド米の消費拡大及びプロモーションに係る経費として150万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が100万円、一般財源が50万円となりました。

同じく農業用ため池長寿命化計画策定事業は、農業用ため池の長寿命化計画作成に係る経費として4,400万円を繰り越したもので、その財源は県支出金が4,000万円、一般財源が400万円となりました。

6款商工費、1項商工費のうち、那珂川町プレミアム商品券発行事業は、プレミアム商品券発行事業に係る経費として4,000万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が4,000万円となりました。

同じく観光施設管理事業は、観光施設のトイレ及びふるさと館の改修工事のほか、道の駅ばとうの駐車場整備に係る経費として3,148万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が1,461万8,000円、地方債が1,100万円、一般財源が586万2,000円となりました。

7款土木費、2項道路橋りょう費のうち、地方道路交付金事業は、町道薬利後沢線の道路改良及び橋りょうの修繕に係る経費として9,192万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が4,976万2,000円、地方債が2,750万円、一般財源が1,465万8,000円となりました。

町道改良舗装事業は、町道都新道線及び町道金谷線、町道一渡戸大鳥線の道路改良に係る経費として6,887万3,000円を繰り越したもので、その財源は地方債が6,510万円、一般財源

が377万3,000円となりました。

9款教育費、2項小学校費のうち、馬頭小学校学校保健特別対策事業及び馬頭東小学校学校保健特別対策事業、小川小学校学校保健特別対策事業は、感染症対策用品の購入に係る経費としてそれぞれ91万円を繰り越したもので、その財源はそれぞれ国庫支出金が85万5,000円、一般財源が5万5,000円となりました。

次のページをご覧ください。

3項中学校費のうち、馬頭中学校学校保健特別対策事業及び小川中学校学校保健特別対策事業は、感染症対策用品の購入に係る経費としてそれぞれ91万円を繰り越したもので、その財源はそれぞれ国庫支出金が85万5,000円、一般財源が5万5,000円となりました。

同じく馬頭中学校施設整備事業は、校舎の改修工事に係る経費として1億5,000万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が4,666万7,000円、地方債が9,000万円、一般財源が1,333万3,000円となりました。

4項社会教育費、図書館管理運営費は、小川図書館のエアコン改修工事のほか空気清浄機購入に係る経費として354万2,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が170万円、一般財源が184万2,000円となりました。

以上で繰越計算書の報告を終わります。

○議長（益子純恵） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長（益子純恵） 日程第2、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規

定に基づき議会に報告するものです。

令和3年度第21期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、新型コロナウイルス感染症による影響もありましたが、入館者数は前期より約1万7,000人増の9万2,000人で、売上高及び営業外収益の合計は8,548万8,000円となり、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた当期純利益は73万7,000円となりました。

現在も新型コロナウイルス感染症の影響があるところですが、お客様に安心してご利用いただけるよう感染防止対策を図るとともに、引き続き前期に実施してきました経営改善をさらに進め、何度も施設に足を運んでいただけるよう会社とも連携を図りながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 補足説明申し上げます。

別紙資料に基づき概要を説明いたします。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っております。

会社の経営状況について、第21期決算報告書をご覧ください。

まず、5ページをお開きください。

5ページ、貸借対照表の内訳ですが、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は1,436万3,772円、機械等の固定資産の金額は843万944円で、資産の合計金額は2,279万4,716円です。

負債の部、買掛金等の流動負債及び固定負債を合わせた負債合計額は951万7,705円です。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金はマイナス1,672万2,989円で、うち繰越利益剰余金については8ページをご覧ください。

8ページ、株主資本等変動計算書ですが、当期首残高繰越利益剰余金はマイナス6,746万267円に、当期純利益の73万7,278円を加えたマイナス6,672万2,989円を当期末繰越利益剰余金として計上しています。

5ページに戻ります。

右下の純資産の合計は1,327万7,011円です。

続きまして、6ページに入ります。

6 ページ、損益計算書の内訳ですが、売上高は6,012万6,751円で、うち入場料は3,195万2,600円です。これから売上原価1,016万1,728円と販売費及び一般管理費7,435万1,692円を差し引くと2,438万6,669円の営業損失となり、営業外収益2,536万1,701円を加えると97万5,032円の経常利益で、法人税等差し引きまして73万7,278円の当期純利益となりました。

続きまして、7 ページに入ります。

7 ページ、販売費及び一般管理費の内訳ですが、人件費3,433万5,989円、経費4,001万5,703円で合計7,435万1,692円です。

次に、8 ページは先ほど申し上げましたが、株主資本等変動計算書の内訳です。

次に、9 ページ、10 ページでございますが、個別注記表でありまして、次の11 ページは役員監査結果について記しております。

12 ページからは令和4年度第22期事業計画及び収支計画書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、小川正典議員。

○7 番（小川正典） それでは、2 点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず、6 ページ、営業外収益の中で雑収入が2,536万1,606円というふうになっております。この中身についてお伺いをしたいと思っております。

それと、2 点目になりますけれども、11 ページの役員構成が各団体の長さんが役員になっておりますけれども、令和3年度何回役員会を開催されたのか、お伺いしたいと思っております。

以上、2 点でございます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えいたします。

6 ページの雑収入の内訳でございますが、15 ページをご覧いただきたいと思っております。

15 ページの中間の若干下、営業外収益21期決算額、右側の欄になると思っておりますが、こちらの額が雑収入ということで、その大きなものは指定管理料1,600万円、そのほか雑収入ということで936万1,000円ほど計上しておりますが、この雑収入のうち741万円が営業時間短縮協力金、いわゆるコロナ交付金というものでございます。

あと、11ページ、役員会は何回ほど開催されたかという質問でございますけれども、役員はここに載っております取締役4名と監査役2名ということで6名の役員がいるわけですが、通常ですと総会を、中間決算とかで役員会を定期的を開くということになっておりますけれども、昨年はコロナにより総会も役員会も全て書面決議ということで、開催されていないということでもあります。

以上です。

○議長（益子純恵） 7番、小川正典議員

○7番（小川正典） まず、6ページでございますけれども、雑収入等の位置づけからしますと、本来は営業外収支の10分の1が雑収だと。こういう規定ではございませんけれども、そうしますと、やはり町の大切な公金を支出しているわけですから、ここにもやはり前ページのようにして管理料1,600万円と記載すべきではなかろうかなと、これ、意見でございます。

続きまして、役員会ですけれども、やはりコロナといえ、人数はこれだけです。これ、1回も開催されていないということは、この決算を見ますと、この2,500万が入って何とか70万の経常損益ということですから、大変これがなかったら相当のマイナスということになるわけでございます。本来ですと、やはり役員会というのは、その月々の収支を出して、それを今後どうしていくのかという、やはりPDCAを回して、まほろばをどうしていくんだというのが本来の役員だろうというふうに思います。それがコロナだからと、これ、理由になりませんね、この人数だけでは。

ぜひこれを今さらどうのこうの言っても仕方がないわけですから、令和4年度はこれから役員改選といたしますか、株主総会で役員改選になるだろうというふうに思いますけれども、やはり定期的で開催して、やはりまほろばの収益を改善されるように努力していただきたいと。指定管理料の1,600万を有効に活用していただきたいと、これ、意見でございますので、答弁は結構でございます。ぜひそういう形で今年度は進めていただきたいということでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 3点質問をします。

1つは、営業日数なんですけれども、コロナ禍でかなり減っているのかなと思いますが、19期、20期、21期、営業日数を何日だったか教えていただきたい。

それから、2つ目は従業員が昨年に比べて3名減っていますね。その理由は何でしょうか。

3点目、22期計画が出されていますけれども、22期計画というのは14ページに出されていますが、下のほう、回数券のことです。回数券の22期の収支計画、これが昼の部が682冊、夜の部が794冊というふうになっています。夜の部がかなり21期に比べて減っているんですが、これはどういう理由があるのでしょうか。

以上3点、お願いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 営業日数の過去3年間の日数と減った理由、大変申し訳ありませんが、細かい数字が手元にありませんので、後から報告したいと思います。

あと、職員の3名減った理由、こちらにつきましてもちょっと把握しておりません。現在職員は正規職員が2名、アルバイトで13名から15名常時雇っておりまして、なかなか出入りがあるということは聞いておりますが、理由についてはちょっと把握しておりません。

あと、3点目の回数券の件でございますが、こちらもしっかりと夜の部極端に売上冊数減っております。こちら確認次第、後から報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 営業日数が分からないので、詳しいことをどういうふうに考えたらいいかと、ちょっと私も分からないんですが、はっきりしていることは、従業員が21名から18名、3名減っているんですね。減っている一方、給与と賞与を合わせた額、これちょっと計算してみました。そうすると、21名だった20期は2,610万円なんですね、合計ですよ、給与と賞与の合計です。21期、18名、3名減ったところでその金額が2,923万円ということで、300万円余り増えているんですね。人数が減っているにもかかわらず給与等が増えているというのはどういうことなのかなということを今分からなければ、後で報告させていただきたいというふうに思います。

それから、回数券のことなんですけれども、今までは次の、例えば次の期というのは19期から20期に移るときの目標、回数券700冊、1,200冊、その次の年は1,000冊、1,500冊と、そういうふうになまかな数字で書かれているんですね。それに比べて今回はなぜか昼の部が682冊、夜の部が794冊と細かい数字、細かいところまで書かれているんです。その辺もどうしてなのかなということを疑問に思います。分かれば、お願いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 給与の件につきましては、日々アルバイト等の方が出入りがあって、12か月フルで働いているばかりではない人がいたり、あとは故障により休業していた期間とかあったりということで、多分この平均単価で比較しますと若干多くなったり、減ったりということで、数字が動くんだと思いますが、詳細については後からまた報告させていただきます。

回数券の件については、先ほどの件と併せまして報告いたします。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 先ほどの小川正典議員の質問のとおりだと私も思うんですよ。役員会がきちんと開かれていない、そういう中でこういう変な数字が出てきたり、あるいは説明ができなかったり、そういうことが起こっているんだと私は思います。

町の金も毎年1,600万円つぎ込んでいるわけですから、もう少しきちんとした報告ができるように来年度はぜひお願いしたいと。毎年毎年何かしら問題が起きているんですね。こういうことを繰り返してはならないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第3、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において、「町長は市町

村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」と定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております縣千恵子氏は、本年9月30日をもって現在の任期が満了となります。縣千恵子氏は、令和元年10月1日から1期3年間、人権擁護活動にご尽力にいただいているところであり、その職責を果たしてこられました。改めて感謝と敬意を表する次第であります。

このたび、同氏の任期満了に伴い、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任として郡司広美氏を人権擁護委員に推薦したいと存じます。

郡司広美氏は、教諭として長く義務教育に携わり、地域においても人望厚く、人格識見ともにも申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、薄井秀雄氏、山口雅夫氏、小祝邦之氏、川上弘之氏、大金美江氏、佐藤明彦氏、縣千恵子氏の7名であります。縣千恵子氏の後任として郡司広美氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第4、議案第2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年2月18日に公布された国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、課税限度額を引き上げる改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例について、令和4年度の取扱いを定めるため所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

別紙参考資料に基づきご説明いたします。

1の改正理由ですが、今回の改正は国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、課税限度額を引き上げる改正と、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例について、令和4年度の取扱いを定めるものです。

2の改正内容ですが、今回の改正は2点ございます。

①として国民健康保険法施行令の一部を改正する政令による課税限度額の改正となります。

第2条第2項は、基礎課税額（医療分）の課税限度額を63万円から65万円へ、同条第3項は、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円へ引き上げるものです。

第26条第1項本文は、第2条第2項及び第3項の改正と同様の改正となります。

附則第4項は、規定の整備によるものであります。

②として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例について、現行の条例では、令和3年度分の国民健康保険税のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象でありまして、減免を受けようとするときの申請書の提出期限を令和4年3月31日までとしておりましたが、改正後は減免の対象となる国民健康保険税を令和4年度分で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものを対象としまして、減免を受けようとするときの申請書の提出期限は令和5年3月31日までとなります。

施行日につきましては、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第5、議案第3号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を推進するための事業費や、放課後児童クラブのトイレ及びエアコンを改修する放課後児童クラブ運営事業費などを計上するものであります。

その補正額は2,800万円となりました。補正後の予算総額は80億5,800万円となりました。歳出予算の主なものを申し上げますと、第1は、衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に1,800万円を計上しました。

第2は、民生費で、放課後児童クラブ運営事業費などに1,000万円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、繰越金を充てることといたしました。

以上、一般会計補正予算について、その対応を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫支出金の補正額は900万円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、ワクチン接種事業に係るものであります。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は200万円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、放課後児童クラブ運営事業に係るもの。

2目民生費国庫補助金の補正額は194万円の増で、子ども・子育て支援交付金は、放課後

児童クラブ運営事業に係るもの。

3目衛生費国庫補助金の補正額は753万9,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、ワクチン接種事業に係るものであります。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金の補正額は194万円の増で、子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブ運営事業に係るもの。

3目衛生費県補助金の補正額は146万1,000円の増で、ワクチン接種医療従事者派遣事業費は、ワクチン接種事業に係るものであります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は412万円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

3款民生費、1項3目老人福祉費の補正額は175万2,000円の増で、老人福祉諸費は、産休育休の代替の会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当、旅費であります。

2項3目児童措置費の補正額は824万8,000円の増で、放課後児童クラブ運営事業費は、町立馬頭東小学校から馬頭放課後児童クラブへの児童送迎業務委託料のほか、小川放課後児童クラブのトイレ改修及びエアコン改修工事費であります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は1,800万円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は保健師に係る会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当、共済費、報償費は医師及び看護師に係るワクチン接種のための経費、需用費は接種会場用消耗品のほか、予診票印刷費、役務費は接種クーポン券の郵送費、委託料はワクチン接種に係る人材派遣委託料、使用料及び賃借料は接種会場物品の賃借料であります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 民生費の中で、小川放課後児童クラブのトイレ、エアコン改修をされるということの予算、大変ありがたく思っております。

ぜひこれを早急に実施するように、意見といいますか、お願いでございます。もう早期に実施をしていただきたいと、こういうお願いでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 小川議員、答弁はよろしいでしょうか。

○7番（小川正典） 結構でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第6、議案第4号 権利の放棄の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 権利の放棄の議決について提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町国民健康保険の保険給付費につきまして、町から受診者への請求権が時効により消滅している保険給付費と受診者から加入保険への請求権が時効により消滅している保険給付費が生じております。

保険給付費返還請求権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第4号をご覧ください。

権利の名称は国民健康保険給付費返還請求権です。

金額は536万3,874円、件数は598件であります。

参考資料をご覧ください。

国民健康保険給付費返還金の内訳で、区分により年度別に件数及び金額を記載しております。

①受診日翌日から5年を超える案件については、計144件、119万3,392円。

②受診日翌日から2年を超え、5年以内の案件については、計454件、417万482円。

合計598件、536万3,874円を時効により権利を放棄するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 権利の放棄ということで、時効により消滅しているから、権利を放棄するという事なんですが、まず、この件に関して、第一義的な責任があるのは受診者というふうに感じます。それは、どのようにお考えになっているか、伺います。

そして、この権利の放棄ですが、保険者給付費不当利得返還請求権、正式には不当利得に対する返還請求権が消滅して、時効により消滅したものだというふうに理解しますが、公法上の債権ということであれば、地方自治法第236条第1項に該当しますので、この平成27年度、28年度分は町が放棄するというのは致し方ないことであります。しかし、平成29年度以降の454件に関しては私債権ということであれば、まずはこの不当利得を返還請求することが第一義的な町の役割であるというふうに考えます。その点はどのように行わなかったのかという理由は全協でも示されていますが、だからといって、請求権を放棄していいと

いうものではないというふうに感じます。その辺を伺います。

この件が発覚してから1年以上たっているわけですよね。その間にマンパワー不足という文言が出ておりましたけれども、それに関して、今年度は係を増やしたのかどうか。そして、令和2年度以降の請求権に関して、まず通常の業務と同時に返還請求をしていくということが非常に係として困難な状況にあると思います。その部分の全庁的な支援というのは考えていけないのか、本当にこれ以上放棄がないような形にするにはどうしたらいいのかということをごきちんと考えていっているのかどうか伺います。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

時効による区分につきましては、これまで議会全員協議会等でご説明してまいりましたが、責任の所在ということで、その被保険者であった方、いわゆる受診者の方についての責任ということでございますが、こちらは確かに資格喪失後の受診で、医療機関に本来ですと新しい加入保険の保険証を提示していただくよう担当課としてはお願いはしておりました。

ただ、医療機関等におきまして、月1回の提示ということで、それ以後に新しい加入保険を提示していただけない場合は、やはり国民健康保険、町の保険者として支払いを行ってまいりました。こちらにつきましては、やはり周知の徹底が足りなかったという、所管課としてはその点は感じております。

また、権利の放棄という、このような事態になりましたことについては大変申し訳なく思っております。被保険者様、そして、町民の皆様には深くおわび申し上げます。

参考資料において、取扱い区分については、先ほどは詳しくご説明をいたしませんでした。益子議員のおっしゃる②について、受診日翌日から2年を超え、5年以内の案件につきまして、こちらは健康保険法第193条第1項の規定に基づき受診者から加入保険の保険者への請求権が2年経過により時効となります。

この案件につきましては、町から受診者へ請求を行うことは可能ですが、受診者から正規の加入保険への請求権が時効により消滅しているため、先ほど町長説明いたしましたように、町が請求した場合、受診者だった方に医療費10割全てをお支払いいただくことになってしまうことから、国民皆保険制度と矛盾する結果を招くこととなります。

こちらは、時効到達後に町が受診者の方に請求するということが一因でありまして、全てを被保険者であった方、受診者の方に負担していただくことはご理解を得るのが極めて困難であるという判断と、こちらは本来負担すべきものでない費用まで負担いただくということ

で、その権利、保険給付費請求権を放棄しようとするものでございます。

3点目のご質問で、今年度の体制ということでございますが、今年度は1名増員になりました。また、経験者が配置されておりまして、昨年度から継続して、返還請求事務を行える体制になっております。

それぞれ国保以外に担当業務はございますが、担当業務を調整しながら、チームということで体制を組んで、返還請求事務を進めております。

以上です。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 町として、不当利得権返還請求をすることよりも、この健康保険法第193条第1項に基づき消滅しているの、その請求権を放棄するということが優位に立つということがどうしてもよく理解できません。

第一義的な責任がある受診者に対して、まずは町は不当利得権の返還請求を行うのが、第一ではないのでしょうか。それに関してかつての全協での答弁などを顧みますと、請求権が2年経過により消滅しているの、10割負担というのは、国民健康保険の理念から逸脱するものであるし、その方にとって不条理であるというような発言があったかと思えます。

それでは、この権利を全て放棄して、全て世間として、不納欠損処理したときに、それは町民全体への不条理ということになるのではないかなというふうに理解しますが、その辺を勘案して、町長はきちんと一緒に責任を取られると常々おっしゃっているんですから、責任と一緒にこの権利の放棄の議決が出てくるのであればまだ納得がいきます。それをなしに、先にこの権利の放棄の議決だけを議案として提案してきたということの根底にはどういうことがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） この件につきましては、まず、この事実が分かりまして、その事実を我々もしっかりと理解する、これにも非常に時間がかかります。まだ正確に理解しているとは限りません。

ただ、この件を私が知りましてからは新たな時効を迎えるもの、こういうものを発生させてはならない、これを一番に考えなければいけない、このように考えました。

また、このこういう事件が発生した事実関係、それから、その処理方法、また、再発防止、これを担当課のほうでしっかりと確認できたということで、お願いするわけであります。

それから、先日、川俣議員の一般質問にもお答えしましたが、職責相応の責任ということ

で、町長、副町長の給与の減額、これを検討していくということでございますが、この議決に先立って、それができなかったというのは、給与の減額というのは非常に重い処分、自らを自分を処分するということで非常に重い処分でありますし、その処分の重さ、あるいは時期、期間等についていろいろな方々のご意見も伺ったりしなければならない、こういう期間も欲しいということで、今回議決を先をお願いして、その後間違いなく自分の責任、自分の職責の責任を取ってまいりたい、このように考えたわけでございます。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 町長のただいまの答弁で、この事実を正確に理解しているとは限らないという発言がございました。理解していないのであれば、正確に理解しているからこそ権利の放棄の提案であると思うんですね。

町執行部もこの件に関して、きっちりと詳細にその内容の原因を把握していないのであれば、これは議案としては出してはいけないものであると思います。

そして、この間、県のほうから2年ごとの指導を受けて、そして特別指導が最後に受けたというのが1年前というふうに聞きましたけれども、その県の指導は早々にこの権利の放棄を提案しなさいという指導だったんですか。決して私はそうではないと思いますね。これをしっかり請求していきなさいということの指導だったというふうに思うんですが、それであれば、それがどうしてできないのか、どうしたらできるようになるのか、そこがまずは町がやることであるというふうに思います。県の指導の内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

県の一般指導助言、こちらは2年に1度国民健康保険の事務処理全般の指導がございました。その中で、返還請求事務についても発生した場合は速やかに処理をするようにという指導は受けておりました。

令和3年3月26日に特別助言ということで、調査によって未処理件数が多いというご指摘を受けまして、また、処理方法の課題が判明しました。そちらについて、担当課としまして、レセプトの照合等確認作業を行ってまいりました。

時効到来の件につきましては、債権の関係法令の適用について確認を行ってまいりました。同様の事案の自治体が県外や県内にございまして、そちらの市町の権利の放棄の議案提出という事案を参考にさせていただきながら、不納欠損を行う方針との情報を得まして、当町でも議会の報告の検討に入りました。

報告に入るに当たりましては、経緯等をきちんと把握する必要があったため、詳しく調査をしまして、令和3年3月に正副議長及びその後教育民生常任委員会にご報告しまして、3月15日に議会全員協議会で報告させていただきました。また、その前に、もちろん那珂川町の国民健康保険の運営に関する協議会、こちらでも詳しく経緯をご説明いたしました。

同様の事案の市町は、全員協議会后、次の議会定例会に上程されていっしやいましたけれども、まだ説明を詳細にしていく必要があると、また、返還金のほうも確定がしておりませんでしたので、3月中はそちらを同時並行で行いまして、6月議会定例会に上程する予定で、5月26日の議会全員協議会にも協議事項として説明させていただきました。もちろんその前に国保の運営協議会の答申もいただいております。

そのような経緯で、説明はさせていただきましたが、この国民健康保険給付費返還金につきましては、国保制度によって、内容的にはご理解いただくのにはなかなか複雑な面がございます。同じ説明をさせていただいておりますが、今後、その仕組み等についてもっと説明する機会を設ける必要があるのであれば、担当課としては行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 先ほど益子明美議員への答弁の中で、私自身がはっきりと理解していないかもしれないというお答えをいたしましたけれども、この仕組み、国保の返還請求権の放棄、これについては理解をいたしました。ただ、それを抽出するための技術的な方法、いわゆるデジタル化になって抽出するのが非常に大変だとか、そういうお話も聞いておりますし、その部分は私はなかなかよく理解していない部分もある、こういう意味で申し上げたわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

11番、川上要一議員。

○11番（川上要一） これだけの金額の返還請求権の放棄というのは本当に大変なことだと思います。今、公費の処理については本当に住民の方、町民の方、非常に神経質にシビアな感じで受け止めております。これが受け入れられるかどうか本当に説明しないと、なかなか理解をしてくれないんじゃないかなと思います。

それで、全員協議会では、監査委員への説明はあったのかということを確認があったんですが、担当のほうから、金額がまだ出ていなかったの、間に合わなかったというようなこ

ともありました。

また、国保運営協議会での答申があったと今答弁がありましたが、もし秘密会でなかったらば、それらの協議会での話せられる範囲でちょっとお伺いしたいと思うんですが、まず監査委員への説明ができていなかったということについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 監査委員へ報告しなかった理由でございますが、医療費全てを受診者にご負担していただくことに対しご理解を得ることが極めて難しいと判断したこと、これは担当課長からも度々答弁させていただいています。

また、国民健康保険運営協議会からも放棄することで答申をいただいていることから、監査委員への報告までは考えておりませんでした。そういうことでございます。

○議長（益子純恵） 川上要一議員。

○11番（川上要一） これだけの大変な権利の放棄ということでございますので、やはり町民の方には本当に細かくかみ砕いて説明をして、ご理解を得るとというのが本当に大切なことなんじゃないかなと思います。

6月定例会じゃなくても、また9月でも12月でもこの議決をしていけばいいんじゃないかなというふうに私は考えますが、その点、どうしても6月に上程する理由があったのか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

こちら3月31日現在で返還金の金額確定いたしました。時効2年を迎えるまでの過年度分につきまして、こちらを早急に処理する体制を整備し、実施していくことにより、6月定例会に不納欠損処理を行うための権利の放棄について上程させていただいた次第です。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 副町長。

○副町長（内田浩二） すみません、回答の補足ということで、先ほど益子議員から、第一義的に受給者に責任があるということで、町として請求できる分をなぜやらないのかということで、その質問についてお答えしていなかったと思うんですが、これについては、町としては、先ほど説明があったように、益子議員が言われるように本来権利としてはしっかり請求

していくという、そういう選択肢というか、それはまさにそのとおりかと思うんですが、その前提として、やはり受診者の方が請求できる2年間のうちに町からしっかり、間違っているんでその是正処理をしてくださいという、まさにそういう請求、あとは催促とか、そういった手続をやっているならば、まさに今回きちんと何回でも5年の間、時効が来る前に、そういう手続が踏めたかもしれないんですが、その時効を迎えるということに対して、受診者に対して、町としてやるべきことをやっていなかったというところで、それを全部受診者の方に責任を持っていただくというのが、町としてはこれ以上やりようがないという判断をしたところです。

そういった中で、先ほど町長からあったように、町の責任の取り方としては、この受診者に何回でも請求していくということができないということでもありますので、責任の取り方としては、町長はじめ私も含めて、そういった責任の取り方をしたいと。

なおかつ、これは参考になってしまうかもしれませんが、受診者の方は自己負担分はお支払いしているわけです。それで、7割分を国保で出すか、社会保険で出すかというところのそののずれが結果的に国保から余分に支出がされていたということになります。それで、最終的には恐らく町民に新たな負担を強いるということはないかと思います。というのは、やはりこの保険の資金としては、国保か社会保険かという、そのやり取りの中で、財源を動かしていく形になります。

結果的に言いますと、町は県から交付金を受けて、最終的に支出をしていく。そのための資金を県から交付を頂いて、実態に合わせて交付していくと。ですので、結果的に交付できなかった金については、まさに今回議決をいただいて、欠損処理をいただいて、その欠損まで持って行って、それで認めてもらった分を、交付金を返還するという今後の流れになっていきます。

そこが先ほど担当課長から申したように、なかなか資金の動きというのが、物すごく分かりづらい、制度の分かりづらさというものもございます。

それで、これは国においても、今検討会とかやりながらその辺の分かりづらさ、これを何とか改善しようということで、そういう動きもございます。

そういった中で、今回、町として、本当におわびするほかないんですけども、やるべき事務をやっていたというところに関しては、本当にこれはおわびしかないんですが、今後、町として、やりようがないということではなくて、今後再発防止とか、そういったところに全力投球をしていきたいという中で、今回ぜひともご理解をいただきたい。

なおかつ、町民の皆様にはまさになかなか分かりづらくなっているのです、今後、しっかり分かりやすく説明、段階的に何回でも分かるように説明してまいりたいと考えております。

以上、補足説明です。すみません。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

議案の途中ではございますが、ここで休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時35分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

○議長（益子純恵） これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

11番、川上要一議員。

○11番（川上要一） 議案第4号の権利の放棄について、反対の立場で討論を申し上げます。

国民健康保険保険給付返還請求権の放棄について、事の発端は、県からの2年に一度の一般指導の際に特別指導を令和3年3月26日に受けたことにより、同年4月20日に町長と副町長への報告をされたとき議員の一般質問で明らかになったわけでございます。

長年指導を受けながら改善できなかった理由には、担当職員のデータ処理の知識不足、時効への認識不足、職員間の引継ぎ等が正しく行われなかったことが挙げられました。

放棄の内容は、地方自治法第236条第1項に基づく町から受診者への請求権が5年経過によりまして消滅する144件、119万3,392円と健康保険法第193条第1項に基づく受診者から加入保険の保険者への請求権が2年経過により消滅する454件、417万482円であります。質

疑の中で明らかにされました町から受診者への請求権があるにもかかわらず、受診者から加入保険の保険者への請求権が消滅する454件については、町に請求権があることから、受診者に請求することは不条理との判断で行わなかったとしております。

では、454件、417万482円を何の請求努力もせずに全額公費負担することで解決することは町民全体の不条理ではないかと思えます。

執行部は、責任は今般の議決の後に何らかの責任の取り方を明らかにしたいという答弁でしたが、今回の放棄だけを提案してくることは、町民の理解はなかなか到底得られないんじゃないかと私は思うところでございます。

少なくとも責任と権利の放棄、提案同時に行われるべきであり、この議案に対し反対といたしますが、どうか議員各位におかれましては町民から私たちに付された議員、議会のチェック度を、機能を思い起こし、時には厳しい判断をしなければならないときもあります。

それを踏まえ適切な判断をされますよう、議員各位のご賛同をいただきますようお願いを申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（益子純恵） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） それでは、私のほうから議案第4号 権利の放棄の決議について、賛成の立場から討論をいたします。

本件は、町国民健康保険の医療費の資格喪失後の受診について、本来なら給付を受けた受診者に請求すべきものでありますが、町の返還請求の事務の遅れにより請求できなかったために起きた事案でございます。

町国民健康保険が負担した医療費を町が受診者である町民に請求しても、加入保険者への請求権に2年の時効があり、受診者である町民は加入保険の保険者に請求できずに医療費の10割全てを支払うことになってしまいます。

つまり、本来事務の遅延が起きずに、受診者である町民に対し、給付の返還請求を行っていれば、受診者である町民は加入保険者への請求ができたわけです。町から一度も請求をされていないにもかかわらず、町民は加入保険に請求もできずに全額を自己負担しなければならないという事態になるのです。これは、まさに不条理であるとしか言えません。

議会といたしましても、教育民生常任委員会、議会全員協議会において3月から執行部より説明を受けております。町当局の責任は決して看過されるものではありませんが、先日の川俣議員の一般質問における町長の答弁において、しかるべき時期に町長、副町長は職責相応

の責任を取ると述べておられました。しっかりと減給など職責相応の責任を負われるものであると認識いたしました。

また、再発の防止についても組織として事務の管理体制を整え、マニュアルをしっかりと周知させ、職務に当たることをお約束いただいているものと思います。

今回の問題においても最も我々議会が注視しなければならないのは、再発防止であります。1つ要望になりますが、マニュアルの策定にとどまらず、既に制定されている自治体もあることから、国民健康保険給付費の返還に関わる事務取扱要領をしっかりと定めていただきたいと考えております。

こういったでき得る最大限の再発防止を講じていただき、同じ事案が二度と起こらないように職務に当たっていただくことをお願いするものです。

また、町国民健康保険運営協議会では、運営に関する重要事項について審議を行っております。国民健康保険運営協議会は、被保険者の代表、医師などの保険医等の代表、議会議員の公益を代表する者で構成されております。今回の議案は必要な審議を経た上で、町へ答申を行った結果として提出されたものであり、軽視されるべきものではありませんと理解しております。

再度申し上げますが、責任の処遇、そして、再発防止について今後議会としても注視していかねばならないと考えています。

以上、権利の放棄の議案について賛成の討論といたします。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 次に、本案に対する反対討論を許します。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 議案に反対の討論をいたします。

一般質問でも私は様々疑問に思っていること、それから、責任を一緒に明らかにして、提案すべきということを追求しました。

この問題の中心は、町が医療請求明細書に基づいてきちんと請求事務を行っていれば、全く生じなかったという問題です。栃木県内でも壬生町とこの那珂川町だけがこういうミスを行って、ほかの市町は淡々とやるべきことをやっていたので、こういう事件にはならなかったということがはっきりしています。

この職員の不幸事といえますか、ということに関しては一般質問でも言いましたけれども、山口県の阿武町、それから、栃木県の市貝町、そこでもその責任を町長がきちんと5割の減

給とか、期末手当で幾らとか、そういう数字も示して、議案を提出しています。この那珂川町では、当初は口では町長の責任と言いましたが、減給とかなどは全く触れられてはいませんでした。私の一般質問の中で、だんだん町長、そして、副町長の減給も検討するというように言及しましたが、しかしながら、どういう具体的な責任の取り方をするということは明らかになっていません。

それが明らかになっていない段階で、まず、責任を取ることを明らかにしない中で、請求権の放棄ということだけをここで決めてしまうということは非常によろしくないと思います。

これを議会として承認してしまうということになれば、今度は議会がこの案件に対する責任を負うことになると思います。

町民に対してきちんとした責任を持った説明ができるでしょうか。私は今の段階ではできないと思います。

ですから、町長、あるいは副町長などの責任をきちんと明確にしない限り、この案件は通すべきではないと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

4番、福田浩二議員。

○4番（福田浩二） 議案第4号の賛成の立場で討論します。

本件については、町国民健康保険の医療費の資格喪失後の受診について、本来ならば給付を受けた受診者に請求すべきものですが、町の返還請求事務の遅れにより、請求できていない案件が発生しているとのことです。

今後、このようなことがないように、組織として、事務の管理体制を整えて再発防止に努めていただきたいと思います。

今後、町国民健康保険が負担した医療費を町が受診者の方に請求しても、加入保険への請求は2年の時効があり、受診者の方が加入保険の保険者に請求できず、医療費の10割全てを支払うことになってしまい、国民皆保険制度と矛盾する結果を招くことになります。

また、国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、重要事項については国民健康保険の運営に関する協議会において審議を行っています。こちらの国保運営協議会は、被保険者代表、医師などの保険医代表、議会議員など公益代表者で構成されています。議案第4号についても、必要な審議をした上で、町に答申を行った結果として提出されたことと理解してい

ます。

責任の処遇や再発防止については、今後議会としても注視していかなければならないこと
だと思えます。

町当局の責任は重大であります。受診者の方の医療費の請求権が時効により消滅し、行
使できないこと、国保運営協議会の答申もあることから、権利の放棄の議決については賛成
するものであります。

以上です。

○議長（益子純恵） 次に、本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 権利の放棄の議決については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立
を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第7、議案第5号 馬頭中学校校舎改修工事（B棟）第I期請負契
約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 馬頭中学校校舎改修工事（B棟）
第I期請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、5月12日に開札を行いました。その結果、鈴木建
設株式会社が1億996万7,000円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は、昨年度に補正予算の議決をいただき、繰越事業として、老朽化した教育施設の整備を目的に校舎の改修工事を実施するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第5号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、馬頭中学校校舎改修工事（B棟）第I期。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、1億996万7,000円。

契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町富山178番地、鈴木建設株式会社、代表取締役、鈴木雅仁です。

参考資料をご覧ください。

入札の経過ですが、4月6日に入札公告を行い、4月27日を締切日として、入札参加申請を受け付けました。

その後、5月11日を提出期限とし、郵便入札により実施し、入札参加者2社の立会いの下5月12日に開札を行いました。

開札結果は、入札経過書一覧のとおりであり、最低制限価格を下回るものを除く最低入札者を落札候補者として、資格書類の審査を行い、5月13日に鈴木建設株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は1億2,680万円であり、落札率は78.84%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月20日に締結いたしました。

次のページをご覧ください。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額9,997万円に消費税相当額999万7,000円を加えた1億996万7,000円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事個所は、那須郡那珂川町馬頭2558番地10です。

工事概要は、改修建物B棟、鉄筋コンクリート造、3階建て、1,579平方メートルで、建

築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決の日から3日を経過した日とし、完成日を令和4年12月9日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 1点だけ質疑いたします。

馬頭中学校改修工事、これ、去年もやっております。去年は、その馬頭中学校の改修工事契約後に、シロアリが発見され、そのために工事が大分遅れて、工事が年度末までかかったと思っております。今回、同じ馬頭中学校でこのようなことがないのか、もしそのシロアリ対策、そういうのを確認してから、この契約に臨んだのかどうか、この1点だけお願いいたします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

シロアリの件でございますけれども、こちら、B棟の設計は令和3年度に行っておりますが、その設計段階におきまして調査をかけております。

以上です。

○議長（益子純恵） 12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） ただいま調査したということでありましたが、その調査結果についてはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

調査結果でございますけれども、調査の結果はシロアリは確認されておられません。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 馬頭中学校校舎改修工事（B棟）第I期請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第8、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

5番、大金 清議員。

[5番 大金 清登壇]

○5番（大金 清） ただいま提案になりました日程第8、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議を提案いたしたく、那珂川町議会大金市美議員の賛同を得て、提案するものであります。

令和4年2月24日、ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう断じて容認することができない暴挙であり、今なおウクライナの国民は緊迫した厳しい状況に置かれている。

核兵器の使用を示唆するなど武力を背景に隣国の関係を改めようとするロシアの姿勢は、明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できない。

また、避難先である学校や医療施設など民間施設を攻撃するなど、一般市民への被害を及ぼしているロシアの行為は、本町議会として断じて許容することができない。

日本政府においては、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対する制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるべきである。

よって、ここに那珂川町議会は、ロシアに対して一連のウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性、そして、何よりウクライナ国民の命を侵害する卑劣な行為であり、厳重に抗議する。

以上、決議する。

令和4年6月9日。

栃木県那珂川町議会。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第9、請願第1号 国に対し水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すよう意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

本件については今期定例会において、総務産業常任委員会に審査を付託いたしました、委員会での審査が終了しましたので、総務産業常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 川上要一登壇〕

○総務産業常任委員長（川上要一） 請願第1号 国に対し水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すよう意見書の提出を求める請願について、総務産業常任委員会の審査結果について報告いたします。

この請願は、3月1日に那須南農業協同組合代表理事組合長、中山正樹氏が請願人として提出されたものであります。

紹介議員は、小川正典議員であります。

請願の内容は、水田活用の直接支払交付金における戦略作物助成の交付対象作物である麦、大豆、飼料作物を作付した場合の交付要件について、今後5年間で一度も水張りが行われないう水田についても恒久的に交付対象とするよう国に対し、意見書を提出されたいというものでございます。

当請願については、6月7日に委員会を開催いたしまして、紹介議員及び所管課長から説明や意見等をいただき、慎重に審査いたしました。

審査の結果、長年にわたり生産調整に協力してきた農家にとって、今回の見直しは認められない内容であります。農家を守るためにも早急な交付要件の見直しが不可欠であることから、本請願の趣旨は賛同できうるものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員会の審査結果報告といたします。

○議長（益子純恵） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での審査の経過と結果に対してのみ質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する、反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 国に対し水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すよう意見書の提出を求める請願についてに対する委員長報告は採択であります。この請願を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（益子純恵） ただいま総務産業常任委員長から、発委第1号 国による水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すことを求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案を配付します。

ここで議案配付のため休憩します。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 零時 12分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 追加日程第1、発委第1号 国による水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すことを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案は、この際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めるとします。

提案の趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 川上要一登壇〕

○総務産業常任委員長（川上要一） ただいま提案になりました追加日程第1 発委第1号 国による水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すことを求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました、国に対し水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すよう意見書の提出を求める請願に基づき、その趣旨を受けて、内閣総理大臣ほか4名に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に、本案に対する、反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 国による水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すことを求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発言の撤回

[「議長」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 5番、大金 清議員。

○5番（大金 清） 5番、大金 清。

私の一般質問において、冒頭の部分について、不適切な言葉がございましたので、この場をお借りいたしまして、撤回させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎閉会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和4年第4回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時16分